

令和2年10月21日

保護者様

富岡市立富岡小学校  
校長 吉田 悟

## インフルエンザ罹患後の提出書類の変更について

日頃より、本校の教育活動にご支援、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、群馬県医師会および県教育委員会より、今年度はインフルエンザ罹患後は、医師の「治癒証明書」の代わりに、別紙の「インフルエンザにおける療養報告書」を保護者が記入して提出する旨の通知がありました。

これは、新型コロナウイルスの感染防止のための臨時的な措置で、「治癒証明書」のために医療機関を受診しなくても済むよう配慮したものです。インフルエンザと診断された場合は、次のとおりの手順で対応をしていただくことになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校可能となった場合は、今まで通り「治癒証明書」が必要となります。

### インフルエンザと診断された際の対応の手順

- (1) 受診時に医師に「発症日」と「登校可能予定日」を確認する。  
※登校可能予定日は、あくまで受診時の予定であり、その後の体調により変動がある。
- (2) 速やかに学校に報告する。  
※学校を休む間は、その都度、欠席等連絡フォームに入力する。
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に医師と確認した「発症日」を記録する。
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。
- (5) 下の出席停止期間の基準を満たしたら、登校可能となる。「インフルエンザにおける療養報告書」に必要事項を記入し、登校時に持参する。

### <参考> インフルエンザの出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

①「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

②「解熱した後2日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日を経過した日となります。

※①と②どちらか一方のみの基準を満たした状態では登校可能となりません。両方の基準を満たす必要があります。

### 出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目			
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱		登校可能								
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱									
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱									解熱		
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱									解熱		
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱									解熱		